

神宮教會教徒心得

014166-000-1

特15-488

神宮教會徒心得

藤井 稜威/編

M18

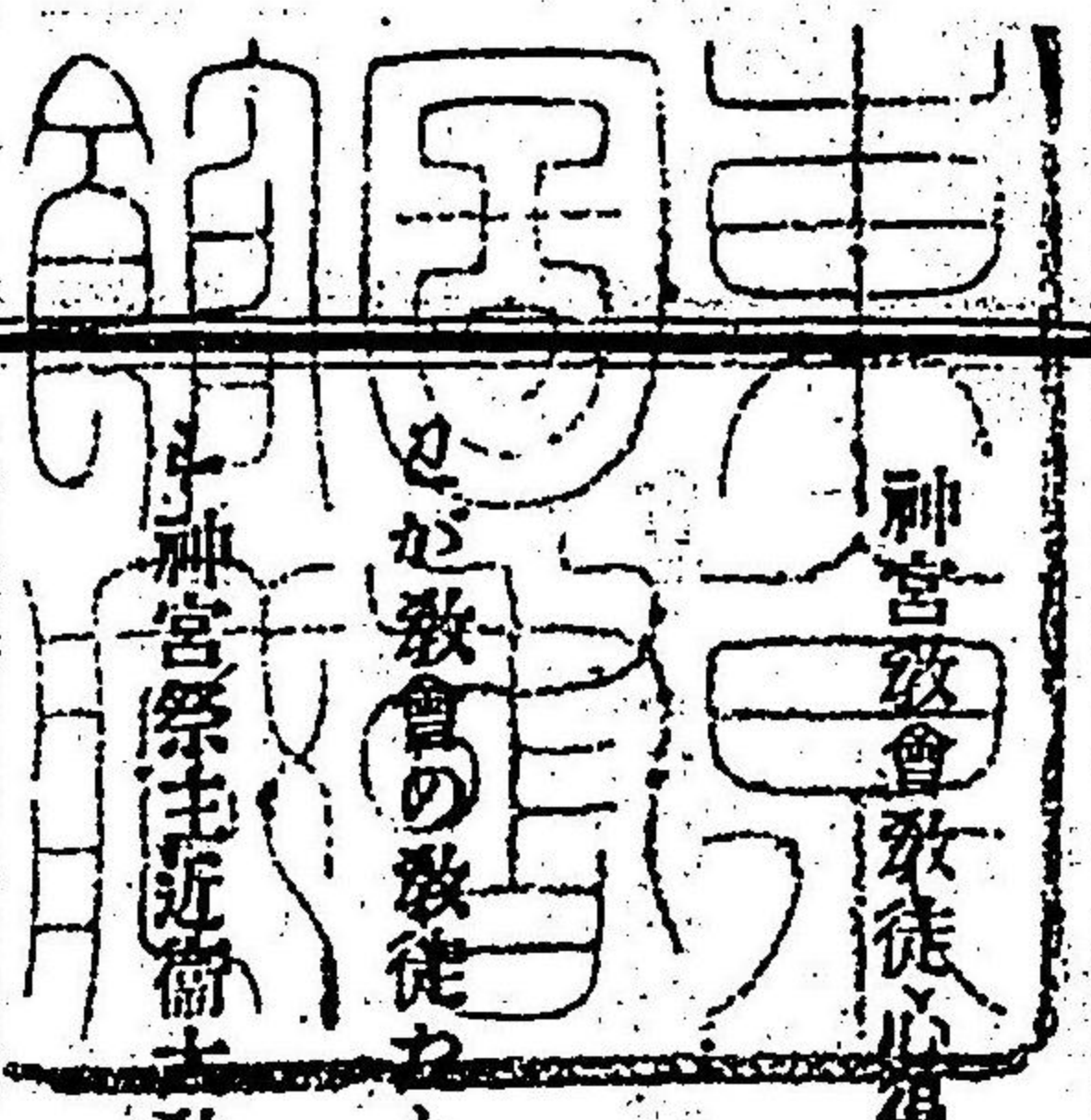
ABB-0457





神宮教會教徒心得





神宮教會教徒心得

神宮教第十五教區廣島本部長 藤井 稜 威 撰

我が教會の教徒は、くんぞのたまはす五儀ごぎの式を脩をさめ神かみ仕へ人ひと交りて遺憾いがんあるくんよと煩わづ要

し神宮祭かみみやまつり近衛ちかゑ士教正しけうせいの五儀略式一編を撰せんひて此式このしきの原由げんゆうを説とき而して産土神社うぶつちじんじゃは仕ふる祭

式祝詞しきじふことばを撰せんぜて世よに示しせり予われとさとは神宮教會要旨同葬祭式かみみやかほえいしゆどうさうさいしきを編纂へんさんしてをべて我が本教ほんかうを奉たてまつと

る人々の五儀式ごぎしきは預ある祭式祝詞さいしきじふことばを撰せん定ていせり五儀ごぎとい誕生創業婚姻奏功葬祭たうじんくわんぎやうこんこんさうこうさうさいといふ人體にんたい一生

中の大儀おほいぎあり今教徒いまかうとらのこの式しきを行なふよつつて心得こころえおくへさよと披ひ掲かて之これを示しさんとと委

しく別わかは撰せんべる五儀式詳説ごぎしきしやうせつは読よみて見るべし但し産土神社うぶつちじんじゃは仕ふる式しきの五儀略式ごぎりやくしきによるる

し此書このしよの記載きざいせむ

○誕生式 子出生こしうしんの前まへは其祝そのじふひを神前かみまへは白しろし合あせて安全あんぜんを祈いのる之これを着帯ちやくたいの式しきといはし妊身にんしんよ

みそち



り百五十日域以て宜しど、以て教師を其家よ招きて三臺以上の神饌を獻じ、祭式を行ひ、近き親族及び近隣の人をも祭場よ列せしめ之よ預らしむべし、又祖靈へも神酒を奉り、拜式畢て、而會と分與とべし、教會所又ハ講社事務所ハ届々て祝志を表とるも、隨意とるべし。

三臺の獻具ハ御酒、御饌と一臺とし、魚類、海藻、御鹽等、海川の品を一臺とし、甘菜、辛菜、木実、菓子、御水等、山野の品を一臺と、以下之よ準ふべし、其餘何品よても獻りたき品あれば、清ら之よ作り、あし、之を奉るべし、下神饌と稱とるもの、凡て之よ準ふべし。

子出生せハ其地の習ひよま、るせ三日、或ハ七日ハ命名の式を行ふ、而シ其式着帯の時ハ同じ、廿一日(但シ七日より三十三日の間、地方の適宜ハ任と)ハ至らバ母及び近き親族ハ介添て、教會所又ハ講社事務所よ参拜し、教師ハ告げ、神饌を奉り、祭式を行ひ、社員とる鑑冊を受しめ、まづ兒を抱くもの、禮拜し、介添の親族一同、禮拜し、御酒を兒ハ獻しめ、教師産靈の神徳を講と畢て、

家よ歸りて、神前祖靈よ神酒等を奉り、直會を分與し、一同祝志を表とべし。

地方の適宜よより、命名式と参拜式とを兼るも、妨あし。

○創業式 本祭及び下の二祭ハ教會所ハかいてとる、而シ自宅よとるも、本人の意ハ任と、家督と相續し、又ハ官職よ就と、其他職業を創むる日ハ當りてハ創業の式を行ふべし、遠き地よ旅ちとる時、之よ準ふべし。

當日教師よ達し、神饌を奉り、祭式を行ひ、親族及び朋友を祭場よ列せしめ、之よ預らしむ、祭式畢て、教師修理固成の神理を講明と、其他上の式よ準ふべし。

○婚姻 婚姻ハ當日、神前ハかいて、教師を上座とし、次ハ中媒、次ハ婿、左婦ハ右よ着座し、雙方の親族も之よ從て、着座し、神饌を奉り、祭式を行ひ、畢て、婿婦を禮拜せしめ、教師神酒と夫婦よ戴らしむ、三々九度の式等、其地の風よ從ふべし、畢て、教師誓文の意を講し、夫婦の道を説明し、親



族一同列拜を遂げ直會を分與し懇親を結ぶるし

○奏功 奏功の事業成功の報と家勢を隕さば業を全うせし報い等にて則創業式に對するものあり所謂還曆の賀の如きもこれあり祭式其他凡て創業式に準ふ教師に報賽の神理を講説すべし

○葬祭 家より歸天の者ありて直より所轄の教會所又ハ講社事務扱所より届出べし又遺體の面より白布(白紙にてせよし)被撫ひ上座被枕とし屏風被建回らし机被設け洗米水鹽被供へ夜の燈火被點とべし枕邊より守刀或ハ守鏡被おく喪主ハ嗣子若くハ近親の者被撰て之より充てべし  
○靈主及び葬祭の諸具被造り遺體被棺より斂め葬送の用意被とべし靈主ハ左の如し



裏より年月日歸天齡何歳と書き凡て官位の姓名の上より記す女より某氏神靈とし裏より某妻或ハ某男女と書と

國家より功勞ある人及び教會講社より盡力せし人或ハ孝友純貞の聞えあるものハ某命と稱する  
よと被得但事由被詳よし教會長より伺被經て後施行すべし  
葬祭の諸具ハ左の如し

斂具 ○棺 ○柩 (棺ハ臥棺とす座棺よりするも妨おし柩之より同ト略して桶又ハ甕被棺より用るを妨おし此時ハ輿被柩より代へ棺桶と載すべし) ○同柩 ○枕 ○衾被 以上三品白絹或ハ白布被用ふ) ○襖 (同上棺内より納むる物被ある、具あり) ○綿 (棺内より填る料あり又茶蕎麥殼の類被用るを妨おし) ○白小袖 ○肌着 ○禮服 葬具) 大輿 (棺被載せて昇く具あり) ○甕子 (葬所より棺被居る臺あり) ○銘旗 (生絹又ハ木綿を用ふ一幅にして八尺或ハ六尺とし官位姓名之櫃と書す) ○乘炬 (柩) 長四五尺より二本) ○墓誌 (幅五寸長一尺の瓦或ハ石を用ふ姓名年月日來歴等を鐫て棺と共に土中より埋るあり庶人ハ作らざるを隨意とす) ○墓標 (寸法適宜木より作



る姓名之墓と書し裏は姓名之父母某年月日歸天と書す○机○白飯○淨水(以上二品供物櫃  
よ入る又折敷のまへよてよし)○燈籠とうろう(一對)○注連繩○玉串○箒○杖○(以上二品靈より  
る葬具才葬儀畢て焼却す但地方の適宜は任す

沐浴そとたくちと行ふべのらひ近親の者遺體試ふに苦しからひ又棺中へ金銀銅鏡ちと納むへらひ  
教師の社員歸天の届在らぬ教會所或は講社事務所よて歸天祭を行ふべし本主の望より喪家  
よて行ふに妨げなし同社員歸天者の爲は列杖をなさむとせしむ之を行えしむべし

教師喪家よ至り棺前よ向ひ其靈を靈主よ遷さむ事を告げ畢て靈主を家の内の清き所よ安置と  
べし

教師葬地の告祭を行ふべし

葬祭の時教師棺前よ向ひ神饌を供へ(供へざるに妨げなし)再拜拍手して玉串を供へ出棺の詞

を告ぐ時日の葬家の撰に任す詞畢て喪主以下會喪くわいさうの親戚男女の順席を以て玉串を供へ拜禮す  
べし

教師喪主以下棺を護して發行は行列は左の如し

○前驅ぜんく○乘炬せんく○箒せんく○教師○銘旗めいし○柳りゅう○乘炬せんく○供物櫃くわぶつこ○棺くわん○墓標ぼく○葬主そうしゅ○親族しんぞく○會葬人くわいざうじん○雜具ざくぐ

此時門前よ燎りょうを焚くるし葬地そうちよ薦こもを敷き棺くわん至らば輿臺うたいの上よ居る白飯淨水を供へ教師再拜拍  
手して玉串を供へ埋葬の詞を告ぐ 喪主以下會喪の親戚男女順席をまつて玉串を供へ拜禮  
すべし畢て饌くわんを撤し棺くわんを擴中くわちゆうよ納め(墓誌の棺と共埋むべし)墓標をふて籬をめぐらし注連  
をかくべし

家よのへりて靈祭を行ふ柳よ垂を付て是を靈主の前よ立て先づ袂を修し神饌を供へ燈火を点  
し祭祀をさげべし



葬家の謹慎を主とし酒肴を以て弔客を饗するを以て用捨すべし又歿日より五十日の間日々を供ふべし十日毎に饌を厚くして前式を倣ひて祭るべし

五十日より至らぬ霊主或神床の傍に配祀す爾後祭日の左の如し

百日 一周 三年 五年 十年 廿年 卅年 四十年 五十年 百年 爾後百年毎を式年

とし正辰祭を奉げべし

又春秋の祖霊の合祀祭を奉げべし凡て祭式の先神前を祭り次は靈前を祭る戸主以下は玉串を奉らしめ修祓鎮魂の本義神魂歸天の眞理を講ずるよし毎祭とも同し

百日祭の白墓碑を建て墓標を除くべし又祭祀の度毎に墓所に榊水等を備て拜禮すべし

五十日祭畢て神霊を教會所祖霊舎に合祀すべし

右の五儀式の大概あり但し此式を準じ貧富の別によりて増補節略するよしあるべし

零 拜 詞

遠祖御祖神靈代々御祖神靈

某乃神靈

拜式拜詞の委しきよしと神宮教會神拜式に就て心得べし

明治十八年五月出版届

編輯兼出版者

神宮教廣島本部長

權少教正 藤井 凌 威

山口縣士族廣島區鷹匠町第百三十七番地寄留

定價 貳 錢



